

【問題と目的】

- ・ 授業では一人ひとりの児童生徒が内容を十分に理解し学習に参加できる配慮が求められる。
- ・ 視覚障害や発達障害のある児童が通常の学級で学習する場面に視点を当て、合理的配慮の観点に沿って望ましい配慮や指導方法等を実践事例として整理し、提示した。府内の全学校の実践に役立てることを目指す。

【方法】

- (1) 教職員に対する質問紙調査 (アンケート1・アンケート2)
対象児童への支援について、京都府内 A 小学校の教職員を対象に H26 年 7 月・H27 年 1 月の 2 回実施
- (2) 実践事例について
授業参観や研究グループ会議において、対象児に必要な合理的配慮について検討

【結果から】①アンケート1・2の比較

- ・ 対象児童に特別な支援を行うことの負担感については、大きな変化はなし。
- ・ 合理的配慮の必要性を感じながら取り組めないことがあるという回答がアンケート2では減少
- ・ その理由については、「取り組む時間の確保が難しいため」という回答がアンケート2で大幅に減少

【結果から】②見え方に困難のある児童・視覚障害のある児童の実践事例 (合理的配慮の観点を中心に)

【学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮】

- ・ 見やすいノートの検討 (マスの大きさや色) ・ 手元灯を設置し採光の調整
- ・ 見やすい板書の検討 (文字の大きさ、明確なコントラスト、読み上げながら板書をする)

【学習内容の変更・調整と指導上の工夫】

- ・ 板書をノートに写す代わりに、iPad のカメラ機能を使用して画像として板書を記録

【情報・コミュニケーション及び教材の配慮】

- ・ 情報の配慮 (小さな文字を使わない配慮、拡大用紙や上質紙の使用、目印の入ったグラフの提供)

【心理面・健康面の配慮】

- ・ 学習内容を予告し、予習の保障

【専門性のある支援体制の整備】

- ・ SSC 視覚支援担当者のアセスメントにより、児童の実態に合った支援について検討

【担任の変化】

- ・ 合理的配慮には教材だけでなく、やる気を引き出す声掛け等の心理面への配慮も含まれることを理解
- ・ 対象児童にわかりやすいことは、他の気になる児童にもわかりやすいことを合理的配慮をとおして実感

【結果から】③発達障害が疑われる児童の実践事例 (合理的配慮の観点を中心に)

【学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮】

- ・ 口頭での指示だけではなく、視覚的にわかりやすい提示

【学習内容の変更・調整と指導上の工夫】

- ・ 穴埋め形式のワークシートを使用

【学習機会や体験の確保】

- ・ 休み時間や放課後を使って個別指導

【心理面・健康面の配慮】

- ・ 毎週 1 回放課後に時間を決めて話を聞く。同時に保護者とも連絡をとり、気持ちの安定を図る。

【専門性のある支援体制の整備】

- ・ SSC 作業療法士による「筋緊張の低さ」等の、よりの確な実態把握、児童の実態に合った支援について検討

【担任の変化】

- ・ 対象児童の成長段階や状況の変化に応じて、合理的配慮を何度か検討・修正しながら取り組めた。
- ・ 合理的配慮が対象児童にフィットし、成果を感じられると、負担感は感じない。

【まとめ】

- ・ 専門家による助言も活用し、対象児童に必要な合理的配慮であるという整理と認識が必要である。
- ・ 合理的配慮の認識は、教職員だけではなく本人・家族・対象児童のクラスメイトにとっても必要である。
- ・ ユニバーサルデザイン教育の充実により、みんなと違うことが嫌という対象児童の心理的な負担も軽減される。
- ・ 対象児童に特別な支援を行うことの負担感の軽減方法については今後の研究の課題である。
- ・ 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」「移行支援シート」に行うべき合理的配慮を明記し、引き継ぐことが重要

